

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年9月18日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、会社Aが元請として施工するB所在のマンション新築工事に型枠大工として従事していた。
- 2 請求人は、平成25年10月28日、型枠の組立作業をしていた際、梁上を歩行中にバランスを崩して飛び降り、勢い余って床に転がり負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同日、C医療機関を受診し、「頭部打撲」等と診断され、同月29日、D医療機関に転院し、療養の結果、平成26年3月3日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、給付基礎日額を1万761円と算定した上で、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月18日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

- 1 請求人に残存する障害が障害等級第14級を超えると認められるか。
- 2 障害補償給付に係る給付基礎日額が、1万761円を超えるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

#### (1) 障害等級

請求人は、足の痛みを訴え、残存する障害が障害等級第14級を超える旨主張するので、以下検討する。

E医師は、平成30年1月19日付け診断書において、療養の内容及び経過として、左手関節痛、右膝痛が軽快しないこと及びエックス線にて明らかな骨折は認められないと記載し、疼痛に関する記載は自訴以外認められない。

また、F医師は、平成30年9月10日付け意見書において、請求人の自訴及びエックス線の資料を確認した上で、右膝の神経症状が残るものとしている。

一件記録を精査したところ、他覚的所見を踏まえたF医師の意見は妥当であり、請求人に残存する障害は右膝の神経症状と認められ、決定書理由に説示のとおり、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当する。

#### (2) 給付基礎日額

請求人は、給付基礎日額が誤っていると主張するので、以下検討する。

労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前の3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。

そこで、請求人の平均賃金について計算すると、決定書理由に説示のとおり、

1万760円86銭となり、給付基礎日額は1万761円であると認められる。

#### (3) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右

するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月27日